

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中	大洲池公園指定管理者選定審査会 の委員	を	大洲池公園指定管 理者選定審査会 の委員
ク機能強化エリ 選定委員会の委			まほろば健康パー ア整備事業者 員

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。